

後期高齢者医療被保険者証等が 8月から新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、令和元年7月31日までとなっています。8月から使用できる被保険者証（うすむらさき色）の有効期限は、令和2年7月31日までの1年間となっており、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。なお、7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問い合わせください。



被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、前年中の所得をもとに判定を行い、1割または3割となります。通常は1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上※である場合は、3割となります。

ただし、次の1または2に該当する場合は、申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となる場合は、1割の自己負担割合となります（届出は不要）。

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から33万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合、1割の自己負担割合となります（この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、届出は不要）。

限度額適用認定証などが8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和元年7月31日となっています。すでにお持ちの方で、今年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【限度額適用（・標準負担額減額）認定証とは】

限度額適用認定証とは、負担割合が3割となる方の中で、所得が一定額未満の方に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院または高額な外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が市町村民税非課税である方に発行し、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに認定証の交付を希望する場合は申請が必要になります。

◇申請に必要なもの

被保険者証・印鑑・その他

非課税（課税）証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

●問合せ

市民生活課 国保・年金係 Tel.75-4973

福岡県後期高齢者医療広域連合 Tel.092-651-3111

